

ガンバルあげお商品券(購入者)よくある質問

Q	A
商品券について	
1 どこで使えますか？	10月8日より取扱可能な加盟店登録を募集しております。ホームページで随時、最新の利用可能な取扱店舗を掲載しておりますので、ご確認ください。 参考までに前回平成27年度に実施した際は750店舗様にご登録いただきました。
2 商品券の利用対象外のものは何ですか？	次のものは、利用対象外とします。 ① 出資や債務の支払（税金、保険料、電気、ガス又は水道料金等の支払い等） ② 医療保険や介護保険料等の一部負担金（処方箋が必要な医薬品を含む） ③ 金、プラチナ、銀、有価証券、金券、商品券（ビール券、清酒券、おこめ券、店舗が独自で発行する商品券等） ④ たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこ購入 ⑤ 事業活動に伴い発生した買掛金、未払金等の支払、事業活動に使用する原材料、仕入商品等の購入 ⑥ 現金との換金、金融機関への預け入れ ⑦ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条1項又は第6号から第11号までのいずれかに該当する営業に係る支払 ⑧ 特定の宗教若しくは政治団体に関するもの又は公序良俗に反するものに係る支払 ⑨ 土地・家屋の購入、家賃・地代・駐車料（一時預かりを除く）等の不動産に関わる支払 ⑩ 商品券の交換又は売買
3 商品券がなぜ公共料金の支払いに利用できないのですか？	地方自治法上、普通公共団体の歳入は、現金、口座振替又は証券(小切手など)での納付を義務付けており、商品券はこれに当たらないからです。
4 商品券はたばこ、酒類に利用できますか？	たばこには利用できません。酒類には利用可能です。
5 破損した商品券は利用できますか？	下記条件を満たしていれば、使用することができます。 ・通し番号が確認できること ・券面の面積が5分の4以上残っていること ・表面の偽造防止の特殊加工が残っていること
6 商品券の盗難、紛失、滅失についての保証はどうなっていますか？	商品券の盗難、紛失、滅失に対して、発行者（上尾商工会議所）は責を負いません。また、いかなる場合でも商品券を新券と交換することはできません。
7 商品券を切り離して利用することは可能ですか？	必要に応じて切り離してご利用ください。 ただし、1冊分を一度に利用する場合は切り離さずに店舗等にお渡しく下さい。
8 商品券を利用した場合、各店のポイントは貯まりますか？	商品券で購入した場合、各店のポイントカードにポイントは貯まりますか？ 各店舗のサービスについては、お買い物をする際、お店にご確認ください。
9 商品券で、加盟店コンビニで販売されているアマゾンカードやItuneカードは買えますか？	金券扱いになるのでご購入できません。
申込について	
1 何回も申込できますか？	お一人様1回限りの申込となります。 なお、申込方法は、当ホームページ内の専用申込みフォームまたは専用ハガキのいずれか1回のみとなります。
2 冊数制限はありますか？	お一人様3冊までです。
3 申込をしたら必ず購入できますか？	発行冊数9万冊を上回る申込があった場合、抽選となります。
4 商品券を申込んだ後に、購入希望冊数を変更することは可能ですか？	申し訳ございませんが、変更できません。お間違えの無いよう申込みをお願いいたします。
5 商品券の払戻しはできますか？	申し訳ございませんが、できません。